

中小企業者の皆様へ

平成26年度

尾道市中小企業融資制度のご案内

尾道市では、中小企業者の皆様が資金調達を円滑に行うことができるように、金融機関・広島県信用保証協会と協力して、低利の「尾道市中小企業融資制度」を設けています。

本制度では、尾道市が信用保証料の一部を負担し、信用保証協会所定の料率より低い料率（所定の料率0.45%～1.9%が0.32%～1.0%となります）を設定しています。

また、さらに一定の条件に基づき、本人負担の信用保証料に相当する額を補助する制度（保証料特別補助金交付制度）もあります。

有利な制度ですので、ぜひご利用ください。

《ご利用の手続き》

① 金融相談

取扱金融機関もしくは市商工課（0848-38-9182）、尾道商工会議所（0848-22-2165）、因島商工会議所（0845-22-2211）、尾道しまなみ商工会（0848-44-3005）、尾道しまなみ商工会御調支所（0848-76-0282）、尾道しまなみ商工会瀬戸田支所（0845-27-2008）にご相談ください。

② 融資の申込み

取扱金融機関へ融資をお申込みください。

取扱金融機関で必要事項の審査及び調査等を行い、融資の可否を決定します。その際、市のあっせんが必要となりますので、金融機関を通じてまたは直接、市へ融資あっせんの申込みをしてください。

また、広島県信用保証協会の信用保証が必要となる場合がありますので、金融機関でご相談ください。

③ 融資の実行

金融機関と貸借契約を締結して融資されます。

④ 返済

金融機関へ約定どおりご返済ください。

尾道市産業部商工課

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

TEL 0848-38-9182（直通）